

四国中央市騒音環境基準の概要

1. 騒音に係る環境基準

(1) 環境基準の類型指定図 (右図、裏面参照)

(2) 環境基準 (一般地域) 単位: デシベル

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
AA		50 以下	40 以下
A 及び B		55 以下	45 以下
C		60 以下	50 以下

AA・・・療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などに静穏を要する地域

A・・・専ら住居の用に供される地域

B・・・主として住居の用に供される地域

C・・・相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる

環境基準 (道路に面する地域) 単位: デシベル

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

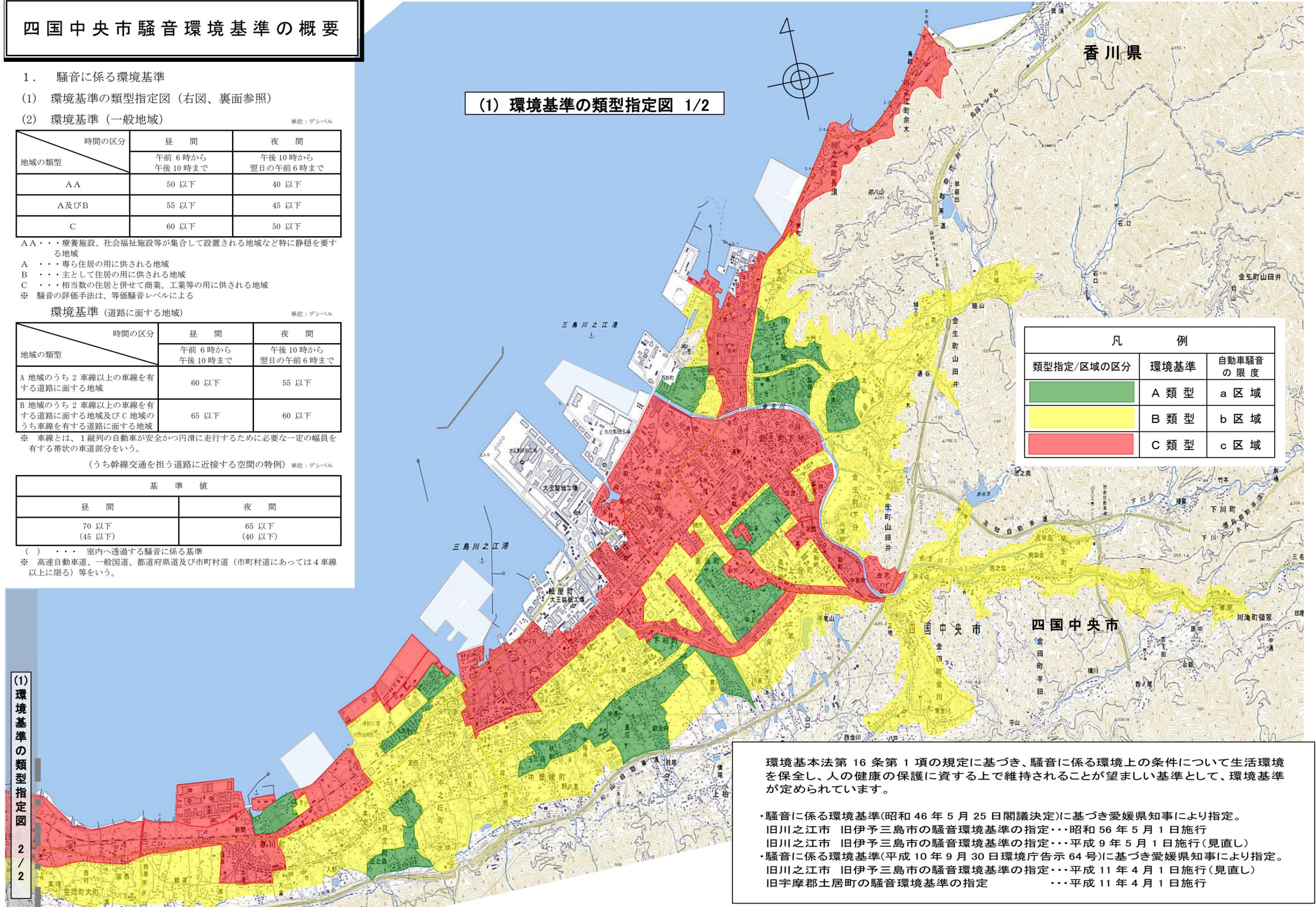
(うち幹線交通を担う道路に近接する空間の特例) 単位: デシベル

基準値	
昼 間	夜 間
70 以下 (45 以下)	65 以下 (40 以下)

()・・・室内へ透過する騒音に係る基準

※ 高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上に限る) 等をいう。

(1) 環境基準の類型指定図 1/2



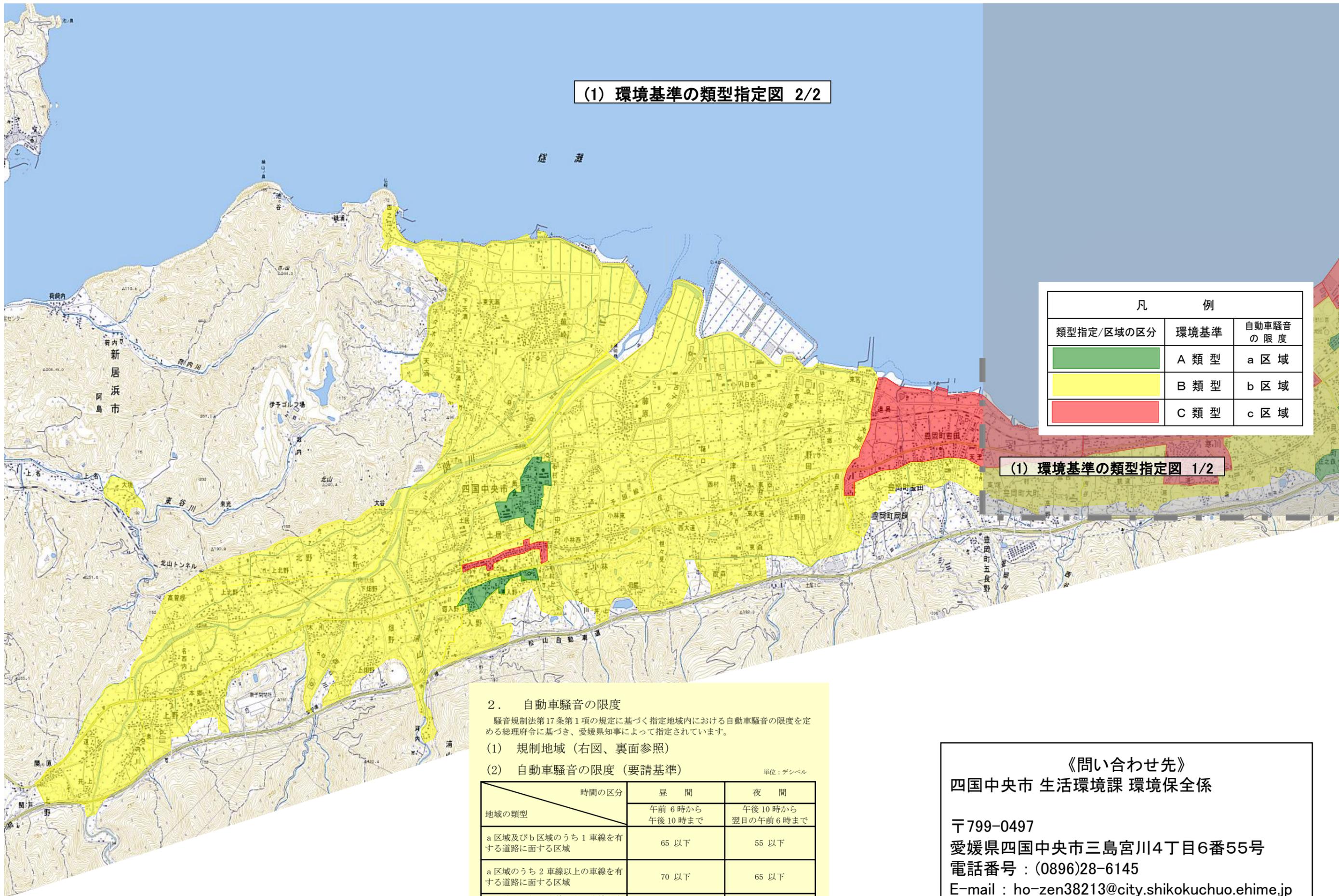
凡 例		
類型指定/区域の区分	環境基準	自動車騒音の限度
	A 類型	a 区域
	B 類型	b 区域
	C 類型	c 区域

(1) 環境基準の類型指定図 2 / 2

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

- ・騒音に係る環境基準(昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定)に基づき愛媛県知事により指定。
旧川之江市 旧伊予三島市の騒音環境基準の指定・・・昭和 56 年 5 月 1 日施行
旧川之江市 旧伊予三島市の騒音環境基準の指定・・・平成 9 年 5 月 1 日施行(見直し)
- ・騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号)に基づき愛媛県知事により指定。
旧川之江市 旧伊予三島市の騒音環境基準の指定・・・平成 11 年 4 月 1 日施行(見直し)
旧宇摩郡土居町の騒音環境基準の指定・・・平成 11 年 4 月 1 日施行

(1) 環境基準の類型指定図 2/2



凡 例		
類型指定/区域の区分	環境基準	自動車騒音の限度
	A 類型	a 区域
	B 類型	b 区域
	C 類型	c 区域

(1) 環境基準の類型指定図 1/2

2. 自動車騒音の限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づき、愛媛県知事によって指定されています。

(1) 規制地域 (右図、裏面参照)

(2) 自動車騒音の限度 (要請基準)

単位: デシベル

地域の類型	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下

《問い合わせ先》

四国中央市 生活環境課 環境保全係

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号: (0896)28-6145

E-mail: ho-zen38213@city.shikokuchuo.ehime.jp